

特養あずみの里 業務上過失致死事件裁判で無罪を勝ち取る会ニュース

連絡先 〒399-8204 長野県安曇野市豊科高家 5285-11 協立福祉会気付

2016年8月5日 No.4

TEL 0263-71-2300 FAX 0263-73-0788

要請署名にご協力ください

「無罪を勝ち取る会」では支援をさらに広げるための新たな運動として、長野地方裁判所松本支部 裁判長宛の「特別養護老人ホームあずみの里裁判で、無罪を求める要請書」署名運動を始めます。

被告の重荷から一日も早く解放を。全国、全県の仲間と支援者で支え、介護現場の労働環境の改善と、介護報酬の改善等、介護の未来のために大きなうねりを起こしましょう。

10万筆を目標に取り組みます。多くの皆様のご協力をお願いいたします。

特養あずみの里業務上過失致死事件裁判で無罪を勝ち取る会

会長 小林作榮

特別養護老人ホームあずみの里裁判で、無罪を求める要請書

長野地方裁判所松本支部 裁判長 宛

2016年12月1日特別養護老人ホームあずみの里の介護で、おやつのデザートを食べた高齢の女性が倒れ、原因不明で死亡したことが、裁判は2月10日判決の瞬間で決まってきました。

無罪判決が下された後、被告は「特別養護老人ホームあずみの里」で働く職員に責任を押し付け、謝罪を求め、損害賠償を求めました。

その目的、目的は介護職員と老人の両方に責任を押し付け、謝罪を求め、損害賠償を求め、介護報酬の改善と、介護報酬の改善等、介護の未来のために大きなうねりを起こすことです。2016年12月1日の判決は、介護現場の労働環境の改善と、介護報酬の改善等、介護の未来のために大きなうねりを起こすことです。

現在、介護報酬の改善も進んでいますが、介護報酬は介護職員の生活に大きな影響を与えています。おやつのデザートを食べた高齢の女性が倒れ、原因不明で死亡したことが、裁判は2月10日判決の瞬間で決まってきました。

私たちは、裁判官に対して、無罪判決を強く求めます。

氏名	住所

協立福祉会気付 特別あずみの里業務上過失致死事件裁判で無罪を勝ち取る会
〒399-8204 長野県安曇野市豊科高家5285-11 協立福祉会気付
TEL0263-71-2300

第5回公判へのご支援ありがとうございました

次回公判については、10月に開催される3者協議（裁判所、検察側、弁護側の3者による協議）の際に日程が決まる見込みです。

7月6日、長野地方裁判所松本支部で第5回公判が行われました。県内外各地より120人以上の方が傍聴支援に集まってくださり大きな力になりました。ありがとうございました。

今回の公判では、①弁論更新手続 検察官の起訴状朗読、被告人の意見、弁護人の冒頭陳述（2時間）②検察官提出の証拠書類の要旨告知と提出 ③弁護人提出の証拠書類の要旨告知と提出 ④従前の釈明命令に対する検察官からの釈明 が行われました。傍聴された方の手記が裏面にありますのでご覧ください

横断幕を作成しました

各種集会などで支援の訴えの際に視覚的にもアピールできるよう横断幕を作成しました。日本高齢者大会・母親大会・日本医労連大会などで支援の訴えに使われます。多くの機会にぜひご活用下さい。事務局にご連絡いただければお貸しします。



公判後、弁護団からマスコミと支援者への報告集会の様子

大きく広げてください！

集会チラシ、パンフレット、入会申込書、会ニュースなど、ご希望の方にはお送りしますのでご連絡ください。

行動
提起

裁判の傍聴に行きましょう。

裁判闘争支援のためのカンパをお願いします。

支援集会へ参加しましょう。

支援する会への入会をお願いします。

第5回公判 傍聴手記

聴くほどに起訴された理由がわからない

全日本民医連 介護・福祉部担当理事

千葉民医連 事務局長

加藤久美

7月6日第5回公判の午後の部を傍聴させていただきました。多くの傍聴希望があったにもかかわらず、法廷の中に入れていただき感謝しています。ありがとうございました。

県内外から100名以上の支援者の方々が裁判所に詰めかけたことに大変驚き、また、心強く連帯感が増したという感情を覚え、傍聴席に座りました。

午後は検察と弁護団の証拠申請が中心でした。検察の証拠申請の資料に比べて、弁護団の証拠申請の資料は100点にも及ぶもので、弁護団がその証拠について丁寧に、傍聴者にもわかるように時間をかけて説明していました。それを聴いて最初に思ったのは、特養あずみの里の看護・介護が手に取るようにわかり、きめ細かく、かつ温かさが伝わり、「自分の親を預けたいくなるような施設」と感心したことです。利用者の方が亡くなられたことは残念なことです。聴くほどに「起訴された理由がわからない」「具体的に過失があったとはどうしても思えない」という感想を持ちました。

裁判と言うのは原告と被告、被害者と加害者というものが出て成立するものですが、傍聴席にご遺族もおられ、何時間も同じ空間で向き合わなければならないものです。起訴されている私たちの仲間、そして同じ施設で働く職員のみなさんの心中はいかばかりかと思わず涙が出てしまいましたが、この支援活動を通して、「絶対に無罪を勝ち取る」「絶対に職員と施設を守る。法人、民医連を守る」「一人じゃないよ。みんながいるよ。」「この国の未来がかかっている。絶対に頑張ろう」という気持ちを行動に表して行かなくてはいけないと決意を新たにしました。引き続き、ともに歩んでいきましょう。



あらゆる手立てを尽くして

介護の未来のために大きなうねりを

全日本民医連 看護理事・新潟勤労者医療協会 青木順子

全日本民医連の看護職の代表として、一人の看護師として無罪を勝ち取る会に参加しています。

介護の現場も看護の現場も社会保障削減の中で、困難が患者さん・利用者さん、そして私たちに大きく押し掛かっています。

病院では急性期の病床が削減され、病棟の実態は何も変わらないのに、看護師配置が減らされていく。国民に周知することがされないまま、現場はその矛盾に晒されています。

良い介護がしたい、看護がしたいという一人ひとりの良心と専門職としてのプライド・責任でなんとか現場が支えられているのが実態です。

私たちは、国が定めた配置基準以上の看護、介護職員の配置に努力しています。限られた人員の中で多重の仕事を行う中でも患者、利用者さんの思いに寄り添い、向き合い、大切に考えて看護・介護をしています。

公判を傍聴させていただき、「その時、何が起きていたのか」が現場再現に基づいて示され、確信しました。17人の利用者さんに対して職員それぞれが協力して注意を払いながら、おやつの介助をしていたこと。空白の時間は極僅かだったこと。急変に至った原因も断定できていないこと。「85歳女性に対する注視を怠りドーナツを誤嚥・窒息させ…死亡させた」などという事実はなかった！ということ。

介護を受ける国民、看護職、介護職を守り抜く闘い

患者さん、利用者さんの病状の急変で、救命ができなかった時、看護師、介護士は「何かできなかつたのだろうか？」と自問自答します。より良くしていくためにチームで振り返りもします。関わった看護師、介護士たちは亡くなられた方のご冥福を心から祈りそして、とても苦しみます。

でも、今回の裁判は全く次元の異なることで「業務上過失致死」に問われています。山口さんは一人じゃありません。全国に同じ思いの看護職、介護職が共にいます。どうかずっと胸を張っててください。今回の裁判、無罪を勝ち取ることは当然のことです。

社会保障は国の顔、これは権利としての社会保障・国の介護政策の責任を問う闘いです。介護を受ける国民、そして看護職、介護職を守り抜く闘いです。多くの人たちに事実を伝えること、請願署名を集めること、あらゆる手立てを尽くして介護の未来のために、大きなうねりを創っていきましょう。